単位」を「一一、九五〇単位」に改め、同ホの⑵中「及び⑷」を削り、「二二、二〇〇単位」を「二二、九九〇単位」に、「一五、四三〇単位」を「一五、九八〇単位」に、「九、六四〇単位」を「九、九八〇単位」に、「五、一二〇単位」を「五、三一〇単位」に、「三、四八〇単位」を「三、六一〇単位」に、「二、六九〇単位」を「二、七九〇単位」に、「八、六六〇単位」を「八、九七〇単位」に改め、同ホの⑶中「⑷に掲げる者を除く。」を削り、「一九、五四〇単位」を「二〇、二四〇単位」に改め、同ホの⑷を削り、同号ヘ中「二、一二〇単位」を「二、一九〇単位」に改め、同号ト中「一一、九八〇単位」を「一二、四一〇単位」に、「八、七〇〇単位」を「九、〇二〇単位」に、「六、八〇〇単位」を「七、〇五〇単位」に、「三、〇九〇単位」を「三、二〇〇単位」に、「一〇、五六〇単位」を「一〇、九四〇単位」に、「七、二九〇単位」を「七、五五〇単位」に、「五、三四〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同号チ中「八、四四〇単位」を「八、七四〇単位」に、「五、一六〇単位」を「五、三五〇単位」に、「三、二六〇単位」を「三、三八〇単位」に改め、同号リ中「一一、三三〇単位」を「一二、〇八〇単位」に改め、「及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）」を削り、「三、一〇〇単位」を「三、三一〇単位」に改める。

別表を次のように改める。

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千百八
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

第二　厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第百八十三号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第一条三号」を「第一条第三号」に、「第二条二号」を「第二条第二号」に、「第一条二号」を「第一条第二号」に、「第二条一号」を「第二条第一号」に改める。

○厚生労働省告示第百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「五万八千円」を「五万三千五百円」に改める。

○厚生労働省告示第百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第五号中「が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護」を「の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等」に改め、同条第七号中「が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護」を「の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護」に改める。

別表第五の表中「実習」を「演習」に改める。

別表第八の表を次のように改める。

別表第八（第七号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	二・五	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	三・五	
	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	二	
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	二	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	一	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	二・五	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	二・五	
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	二・五	
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	三・五	
	記録に基づく支援の評価に関する演習	一	
	危機対応と虐待防止に関する演習	一	
合計		二四	

○厚生労働省告示第百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久